## 資料4

## 鳴門市における新しい総合事業の通所型サービス(案)

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		一般介護予防事業			
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤いきいき介護予防支援事業	⑥いきいきサロン事業	
サービス内容	介護予防通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練・運動・レクリエーション 等		当初は未実施 地域介護予防活動 支援事業により高齢 者サロン活動を展開	理学療法士、作業療法士等による生活機能の向上のための機能訓練・運動・レクレーション等	運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能 向上、認知症予防、うつ・閉じこもり予防等 を複合的に併せたプログラムを実施	介護予防に資する住民運営の通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり	
対象者 ・ サービス提供の 考え方	の利用継続が必要 〇「多様なサービス」の利用が難しい場合 (「入浴」や長時間の利用が必要な人) (例) ・認知症の進行等による家族の負担が大きく 長時間の利用が必要な者 ・転倒の危険性が高い者 ・不定愁訴等、精神の不安定さがあり、長時	〇現行相当のサービス対象者以外であり、介護保険事業所によるサービスが必要な場合(例)・入浴・送迎・活動時の見守りや、食事の確保が必要な者など ※状態等を踏まえながら、通所型サービスBや一般介護予防事業に移行していくことが重要		○体力の改善に向けた支援が必要なケース ○ADL・IADL の改善に向けた 支援が必要なケース (例) ・ 骨、関節疾患、肺炎等一時的な体調の悪化により、廃用化が進行し、ADL IADL が著しく低下している者 ・ 認知症(中等度以下)があり、他の通所サービスでは対応が難しく、個別ケアを受けながら脳の活性化を図り、認知症の進行を緩やかにできると見込まれる者等 ※3~6 ケ月の短期間で行う	〇主に日常生活に支障のない者であって、プログラムの実施により介護予防が見込まれるケース ※身体・精神的に支障が見られない状態のうちから、介護予防の取組に対する関心や習慣を持ってもらい、居住する地域での活動につなげる	〇主に日常生活に支障のない者であって、通いの場に行くことにより介護予防が見込まれるケース ※居住する地域の中で通いの場を創出することで、地域で支え合う仕組みづくりへつなげる	
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	/	直接実施/委託	委託	補助	
サービス 提供者(例)	/	介護予防通所介護事業所の従事者 及び介護部門新規参入事業者(NPO・ボラ ンティア等)	ボランティア主体	保健・医療の専門職・職能団体 (市の直接実施可能)【2次予防から移行、 事業所委託分は停止】	介護予防通所介護事業所の従事者、プログラムの実施等にノウハウを持つ者等	地域住民主体(地域住民から依頼を受けた事業者による実施も検討)	
基 準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等 の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	個人情報の保護等の最低限の基準		
介護報酬•単価	予防給付と同様、国保連経由で審査支払 1回4,117円~4,221円(要支援1は週1回、 2は週2回)入浴付	現行相当サービスの8割~9割			1,900円/人(送迎を実施する場合には 700円を加算)、月2回(介護予防ケアマネ ジメント実施者は回数増も検討)	実施回数により設定 月1回:1,500円、月2回:3,000円、月3回: 4,000円、月4回以上:5,000円	
	1割。一定以上の所得がある人は2割	1割。一定以上の所得がある人は2割		利用者負担なし	利用者負担なし	事業実施者の設定による	
限度額管理	限度額管理の対象。国保連で管理	限度額管理対象/委託時は直営管理		実施しない(必要性に乏しい為)	なし	なし	
管理者	・常勤1名 ・専従。ただし支障のない場合、兼務可	<ul><li>・1名(非常勤も可)</li><li>・兼務可</li></ul>					
生活相談員	専従1人以上(時間換算)	1人以上(兼務可)				実施に必要な人員を確保 (いきいきボランティアポイント事業の活用 を検討)	
(准)看護師	専従1人以上(時間換算)	不要(体調急変時には、(准)看護師と連携 が取れていること)					
吕\米/		利用者数15人までは専従1人以上、 利用者数16人以上は利用者1人につき必 要数					
設備	食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)、 静養室・相談室・事務室、消火設備その他 の非常災害に際して必要な設備、その他 必要な設備及び備品			個々の委託契約により定める	実施に必要な場所、設備・備品		
法令順守事項	従事者の清潔保持・健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、事故発生時の対応、休廃止届、便宜提供				従事者の清潔保持・健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、事 故発生時の対応、休廃止届、便宜提供		
安全配慮	保険加入の義務			]	保険加入の義務		
個別サービス計画	必要 必要に応じて作成				不要		
心身状況等の把握				_	必要	不要	
市への通知	要支援状態の程度を増進又は要介護状態になったとき、不正行為により保険給付を受けようとするとき				要支援状態又は要介護状態になったとき		
利用者の モニタリング	1か月1回 3か月1回				不	不要	